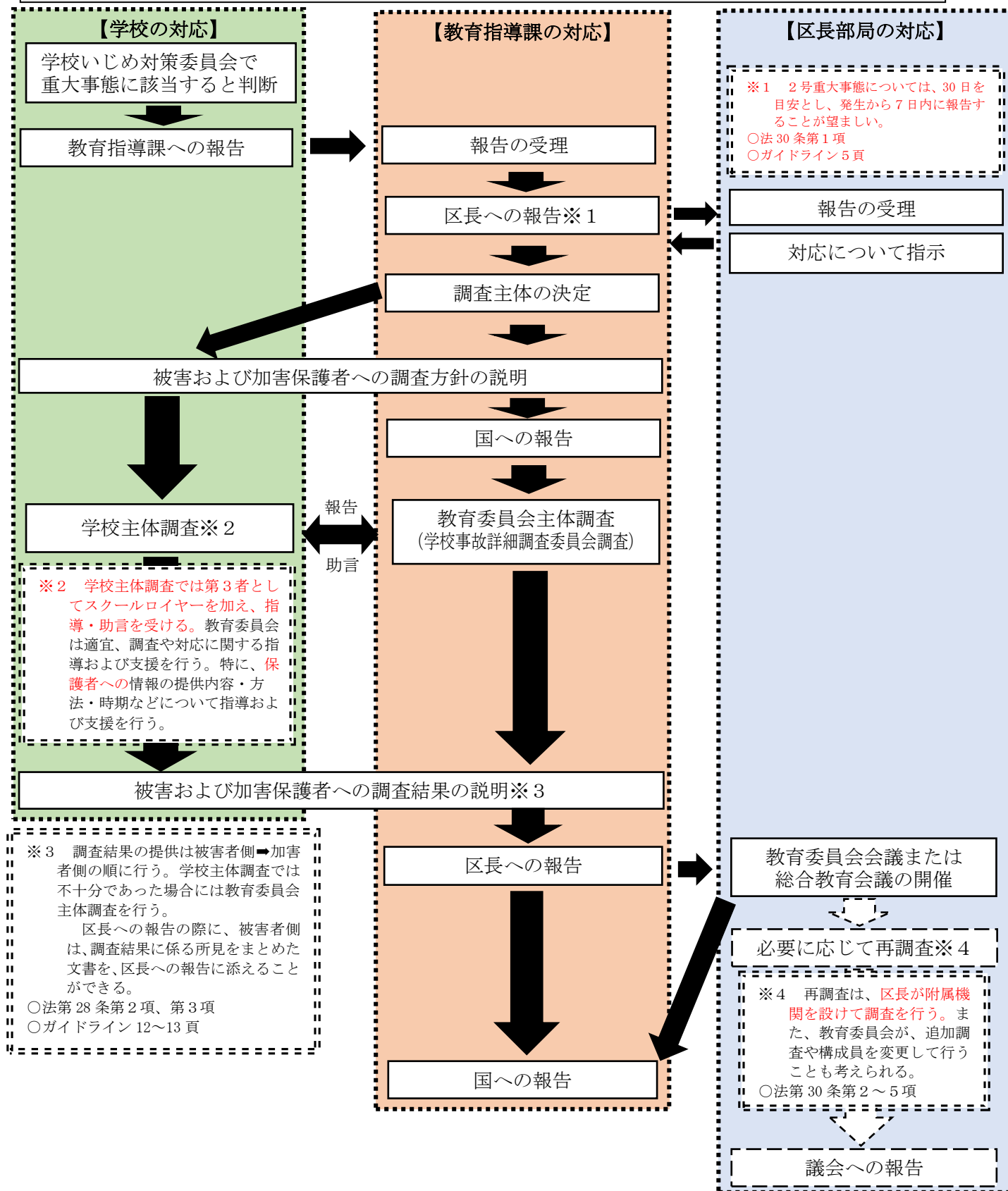


【別紙 1】 いじめ重大事態に関わる対応フローチャート（案）

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（以下ガイドライン）に基づく、重大事態発生時の対応フローチャート

いじめ重大事態の定義※法第 28 条第 1 項

- 1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき



※最終的に被害保護者が調査結果に納得しなければ訴訟へと発展する可能性がある。